

6. 管理の方策

(2) 自然と人との共生 ～遺産価値への正しい理解と島の自然と人間の共生～

1) 自然と共生した島の暮らしの実現

◆現況と課題

- ・小笠原世界遺産センターや小笠原ビジターセンター等における情報発信やイベント・企画展示の開催、各種パンフレットや小笠原世界自然遺産だより等の制作・配布により、来島者や村民に対して遺産価値とその保全について普及啓発を行ってきた。
- ・特に外来種対策においては、その必要性や手法等について、村民に対し説明や案内を行い、理解や協力を得ながら事業を実施してきた。
- ・一方、地域連絡会議からは、遺産の現状や管理機関の取組状況等について、より総括的でありやすい説明が必要との指摘も受けており、普及啓発の手法や内容についてさらなる工夫が求められている。
- ・集落地周辺では、世界自然遺産登録前から外来植物やグリーンアノールの排除など、村民のボランティア参加による侵略的外来種の駆除を進めてきた。さらに、遺産登録後は属島においても視察会やボランティアによる侵略的外来種の排除を行い、属島における自然環境や保全管理についても、理解の深まりが見られる。
- ・また、村民だけではなく、島外の高校や大学のボランティアサークルの受入れなど、様々な来島者がボランティアに積極的に参加できる仕組みが整えられている。
- ・島に住む子ども達には、研究者を招いた出前授業などを通じて、小笠原諸島の優れた自然環境の価値や、その自然環境を保全管理するための取組についての教育を行ってきており、基礎的な知識や考えが浸透するとともに、専門的な活動への参加も見られている。
- ・産業においては、自主ルール運用等による自然資源の適正利用、自然環境に配慮した農業や漁業等の取組が進められてきた。管理機関は、外来ネズミ類対策の支援やオガサワラオコウモリの食害対策の普及など、産業に対する支援に取り組んできた。
- ・小笠原村は 2015 年に環境課を設置し、地元自治体としての環境政策への取組を強化してきた。2020年3月には「小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例」を策定し（2021年4月施行）、愛玩動物の適正飼養を推進している。
- ・遺産登録から 10 年が経過し、今後は自然環境や世界自然遺産の価値を理解し、保全のための取組や配慮を行うだけでなく、世界自然遺産の価値を活用した地域の発展、地域づくりについても検討を進めていく必要がある。

コメントの追加 [A1]: 実態を踏まえ追記

コメントの追加 [A2]: 作業部会等でのご意見を踏まえ追記

コメントの追加 [A3]: 実態を踏まえ追記

コメントの追加 [A4]: 作業部会等でのご意見を踏まえ追記

◆管理の方策

○来島者や村民への普及啓発

- ・来島者や村民に対して、パンフレットやイベント、講演会など、様々な媒体を用いた世界自然遺産の価値の発信を継続する。
- ・属島などにおける現地視察、ボランティア活動等、野外での体験を伴う普及啓発も継続する。また、意欲のある来島者がボランティアに参加できる仕組みを継続する。

コメントの追加 [A5]: 作業部会等でのご意見を踏まえ表現を具体化

- ・引き続き、教育機関や研究者、地元 NPO などと連携しながら、自然環境や保安全管理に関する学校教育や家庭教育プログラム等を企画し、子ども達への環境教育を充実させる。さらに、子ども達が主体的に自然環境の保安全管理の取組に参加できるような機会を設け、将来を担う子ども達の育成を図る。
- ・その際、外来種排除の必要性とともに、命の大切さについても正しい理解が得られるよう指導するとともに、指導者層に対しても情報提供を行っていく。
- ・村民の理解と地域全体の取組を深化させるため、普及啓発の場と機会を設けるほか、地域団体等の自主的な活動を支援する。
- ・また、小笠原村への新たな転入者に対しては、自然環境の保全に関するルール遵守などの情報提供を行い、全ての村民を対象とした普及啓発を徹底する。

○自然と共生した産業の振興

- ・引き続き、適切な外来種対策や固有野生動植物種への影響の回避・低減対策に取り組む農業者などを支援し、自然と共生した産業の振興により、地域振興・経済発展を目指す。また、事業者の主体的な取組の促進を検討する。

○村民の豊かな暮らしを支える仕組みづくり

- ・小笠原村の「第四次小笠原村総合計画」で示されている将来像「心豊かに暮らし続けられる島」の実現を目指し、愛玩動物の適正飼養の推進、集落地でのネズミ被害防除の支援等、自然環境の保安全管理に資する村民の暮らしを支える仕組みづくりを進める。

コメントの追加 [A6]: 具体例を追記

2) エコツーリズムの推進

◆現況と課題

<陸域・海域共通>

- ・小笠原におけるエコツーリズムは、村の商工会、観光協会、ホエールウォッチング協会、農協、漁協、NPO、行政機関などで構成される「小笠原エコツーリズム協議会」が地域全体の合意形成のもと推進している。2011 年からは科学委員会委員長をアドバイザーとして迎え、「小笠原村エコツーリズム推進全体構想」を策定し、2016 年には国内の世界自然遺産地域において初めて「全体構想」が国に認定された団体となった。
- ・本協議会では、2011 年度から「小笠原陸域ガイド登録制度」を開始し、日々のガイド活動を通して小笠原固有の自然や文化を保全しながら持続的に利用することを目的とした登録ガイドが、地域振興に貢献している。
- ・「小笠原カントリーコード」や「ホエールウォッチングのルール」をはじめ、これまで自主的に定められてきた自然環境の適正利用のためのルールは地元で根付き、小笠原諸島の生態系保全に寄与している。
- ・世界自然遺産登録から 10 年以上が経過したが、これまでにオーバーユース等の観光による遺産への影響は確認されておらず、適切にエコツーリズムが推進されてきた。
- ・各種自主ルールについては、遺産登録前後に制定されたものも多く、現在の利用状況、自然環境等を踏まえ、順次ルールの点検、見直しを行う必要がある。

コメントの追加 [A7]: 作業部会等でのご意見を踏まえ追記

コメントの追加 [A8]: 作業部会等でのご意見を踏まえ追記

<陸域>

- ・小笠原諸島では、2003 年から南島、母島石門において、東京都自然ガイドの同行などを要件とする利用ルールを定めての観光利用を図ってきた。
- ・例えば、南島は沈水カルスト地形による特異な景観を有するため人気の観光スポットとなっているが、かつては観光利用などにより、沈水カルスト地形や植生が荒廃していた。そこで、観光利用と環境保全を両立させるため、「東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱」に基づき、自然環境保全促進地域に指定するとともに東京都自然ガイドの同行を義務付け、人数、総滞在時間及びルートを制限した利用ルールを定めた。また、ルート整備や侵略的外来種排除等の保全管理のほか、自然ガイドの養成、自然環境への影響を把握するための現況調査、東京都レンジャーによる指導・巡視などを行ってきた。その後のモニタリングの結果から、ルールの遵守率がほぼ 100%になり、植生が順調に回復していることが明らかになるなど、自然環境が安定的に保たれている。
- ・森林生態系保護地域の保存地区では、2008 年から、脆弱な生態系が利用によりかく乱されないよう、立入りを原則として指定したルート（以下「指定ルート」という。）に限定し、利用の際は利用講習を受講し入林許可の交付を受けたガイド等の同行を義務付けるなど、利用のルールを設け、利用と保護の調整を図っている。
- ・父島の指定ルートでは入口に石入れ式の無人カウンター装置を設置し、目的別の利用状況を把握している。また、利用による自然環境への影響について現況調査を実施している。
- ・このほか、様々な自主ルールが定められており、持続可能な自然利用と来島者への自然保護への理解を促している。

<海域>

- ・小笠原諸島周辺においては、1988 年に日本で初めてホエールウォッチングが行われた。その後、ホエールウォッチングが観光として定着する過程において、鯨類の生息環境を保全するための自主ルールが定められ、定着しており、日本におけるエコツーリズムを具現化したツアーとして評価されている。このほか、ドルフィンスイムやホエールウォッチングなどの海域を利用するツアーに関する様々な自主ルールが定められており、適切に運用されている。

◆管理の方策

○利用ルール等の適切な運用

- ・エコツーリズム協議会において、関係事業者と連携しながら、自然環境の保全と地域振興に貢献する観光利用のあり方を検討する。
- ・ガイド付きの利用が義務付けられた地域については、引き続き適正な利用を推進する。その他の自然度が高いルートや地域においても、登録ガイド付きの利用を奨励し、質の高いガイドにより、優れた自然環境の理解を促進し、魅力を発信する。
- ・森林生態系保護地域を適切に保全管理していくための保全管理計画に基づく利用ルールについては、今後も適切に運用する。指定ルートについては、適切に保全管理していくための枠組み等について継続的な議論を行う。
- ・小笠原陸域ガイド登録制度や「南島利用ルール」など各種制度やルールについては、これまでの運用状況や自然環境が受けた影響の調査結果を踏まえて管理機関が点検し、必要に応じて見直しを行う。

コメントの追加 [A9]: 作業部会等でのご意見を踏まえ追記

○レスポンスブル・ツーリズムの推進

- ・来島者が小笠原諸島の自然を楽しみながら、自然環境や保全管理に対する理解を深める重要な機会として、自然環境への影響を最小限に抑えた自然体験ツアーやボランティアツアーを継続する。
- ・侵略的外来種の排除を含むツアー等を、企画・実施するとともに、総合的な受入体制の構築を推奨する。また、興味の対象となる地形地質、生態系、生物多様性など優れた自然環境については、集落地内などで見学等ができる場所や機会の創出を進める。